

登記手続案内 予約制のお知らせ

登記の手続案内を希望される皆様に待ち時間なくご利用いただけるよう、**予約制**としております。

予約は、電話か窓口でお申込みください。

- ※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、来庁される皆様への感染防止のため、当分の間、**電話による手続案内**とさせていただきます。
予約された日時に法務局職員からお電話いたします。
ご理解とご協力をお願いいたします。

登記手続案内取扱時間

9:00～11:30, 13:00～16:00

案内時間

1回**20分以内**とさせていただきます。



予約の申込み先電話番号

盛岡地方法務局(本局)	019-624-1104
花巻支局	0198-24-8311
二戸支局	0195-25-4811
宮古支局	0193-62-2337
水沢支局	0197-24-0511
大船渡出張所	0192-26-2606

手続案内をご利用の皆様へ



ご利用は20分以内

1回のご利用は、20分以内です。次の利用者へのご案内のため、20分を過ぎた時点で終了します。予約時間に10分以上遅れた場合は、キャンセルされたものとして取り扱います。



申請書類等の様式をお渡しします

法務局ホームページに掲載している代表的な申請書類等の様式をお渡しします。申請書類等にどのような内容を記載するか一般的な事項について説明します。



事前の審査・法的判断は行いません

手続案内は職員が申請・申出前の書類に不備がないか審査するものではありません。登記原因事実・法律行為（契約）が有効か無効か判断することや、法的なアドバイスをすることはできません。



ご自身で作成してください

職員が書類に手を加えることや、具体的な事案に沿ったアドバイスをすることはできません。現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどにより、ご自身で確認してください。



補正の可能性あり

申請・申出後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることがあります。手続案内は、内容の適合性・登記等の完了を保証するものではありません。



申請資格のない方お断り

申請（申出）人本人（親族・従業員）のご利用に限らせていただきます。必要に応じて本人確認を行います。資格者代理人の方は、別途書面により照会願います。

※ 商業・法人登記の申請に係る手続案内は、本局（盛岡）のみでの取扱いとなります。

他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、代理人として登記申請をする行為は、司法書士法又は土地家屋調査士法違反となる場合がありますので、ご注意願います。